

一般労働者（非正社員・正社員）、 短時間労働者の賃金の動向

令和4年12月1日

西村議員提出資料

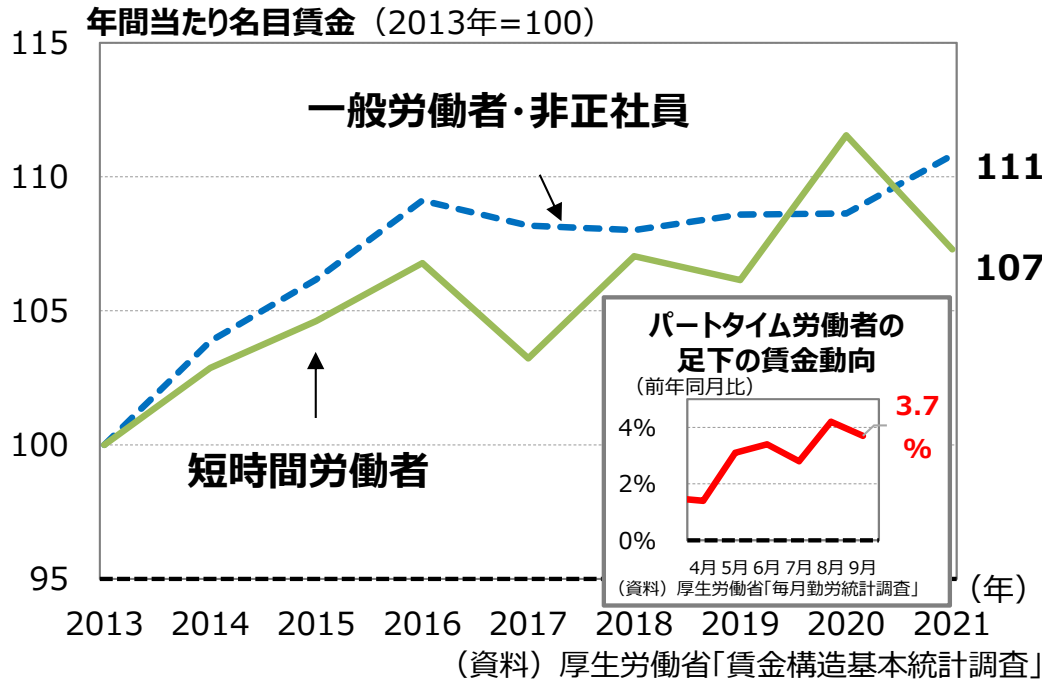
一般労働者（非正社員・正社員）、短時間労働者の賃金の動向

- 所得の向上には、労働移動の円滑化が不可欠。
- 「人への投資」「リスクリング」でキャリアアップしていく（社内・転職問わず）。

一般労働者（非正社員）、短時間労働者

人手不足の下で
労働移動

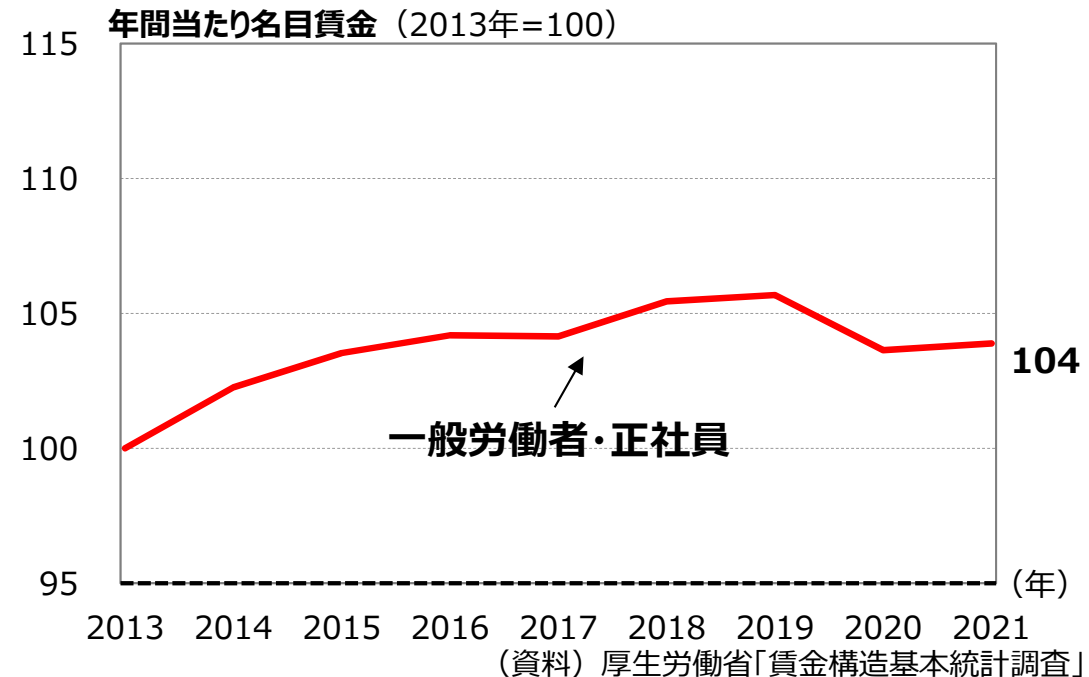
上昇基調



一般労働者（正社員）

年に一回の賃金改定
閉じられた世界

長期にわたり
低い伸び



今は動いていない正規労働者の新たな「市場」を作り出し、賃金が上昇に向かう環境を実現させ、その結果非正規労働者の方もキャリアアップを通じて所得がより高い正社員になれる環境もあわせて実現

(注1) 賃金構造基本統計調査は、従業員10人以上の民営事業所における常用雇用者（期間を定めずに雇われている者、1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者）が対象。正社員・非正社員については、「きまって支給する現金給与額」に12月を乗じた数字に、年間賞与その他の特別給与額を加えた数値。短時間労働者の「所定内給与」は、調査月の「実労働日数」、「1日あたり所定内実労働時間数」、「1時間あたり所定内給与額」を乗じた数値に12月を乗じた数値に、年間賞与その他の特別給与額を加えた数値。

(注2) 毎月勤労統計調査は、「パートタイム労働者」（「常用労働者」のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者）が対象。